

受理年月日	令和 7 年 5 月 29 日	所管委員会	福祉都市委員会
番 号	7 年 陳 情 第 6 号		
件 名	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用について		
陳 情 者	鍼灸柔整政策フォーラム 共同代表 外 1 人		
分割送付	なし		
要 旨	令和 7 年 2 月 18 日、厚生労働省からあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が公表されました。 国民が適切にあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復の施術を受けるためには施術所のルール遵守が重要となります。 各法に違反するような広告や国民に誤解を与えるような広告が施術所の信頼を損ない、国民の健康被害につながる可能性も否定できません。 地域保健法第 5 条におけるこれらの改善指導を行う権限を有する保健所を設置している自治体においては、通報対応だけでなく、一斉点検や文書配布等の適切な施策によって、保健所によるいわゆるあはき・柔整広告ガイドラインに違反する広告の改善指導を強く希望します。 よって、以下の事項について陳情します。 1. あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が適正かつ積極的に運用されること。		

あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情

令和7年5月26日

福岡市議会議員 殿

鍼灸柔整政策フォーラム

(陳情事項)

○ あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が適正かつ積極的に運用される事を求める。

(陳情の要旨)

令和7年2月18日、厚生労働省からあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が公表されました。

○ 国民が適切にあん摩マッサージ指圧、はりきゅう、柔道整復の施術を受けるためには施術所のルール順守が重要となります。

各法に違反するような広告や、国民に誤解を与えるような広告が施術所の信頼を損ない国民の健康被害に繋がる可能性も否定できません。

地域保健法第五条におけるこれらの改善指導を行う権限を有する保健所を設置している自治体においては、通報対応だけではなく一斉点検や文書配布等の適切な施策によって、保健所によるいわゆるあはき・柔整広告ガイドラインに違反する広告の改善指導を強く希望します。

(連絡先)

